

税金サプリ
 これで難解な税金もスッキリ

Zeikin Supplement
新型コロナウイルスに対する税制支援体制

納税を猶予する特例と 消費税及び固定資産等の特例

令和2年4月30日、117兆円規模の緊急経済対策に基づく補正予算成立と共に税制上においても納税者を支援する特例法が成立し、即日、公布・施行となりました。
 緊急事態宣言の下、休業を要請される店舗等にとりましては死活問題となっており、その緊急性を鑑みて国税や地方税の納税或いは社会保険料の納付を猶予する特例制度等がスタートしました。



国税の納税猶予の特例制度(無担保・延滞税無)

対象者 法人・個人の別及び規模は問わず以下の①②のいずれも満たす方が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により
 令和2年2月以降の任意撰出の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。
 (注)一時に納税を行うことが困難であるか等の判断は、申請者の現状に配慮し、適切に対応することになります。



対象国税税目 ①令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目対象となります。(印紙で納めるもの等は除きます)
 ②上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税についても遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続き等 申請書の提出期限は、令和2年6月30日、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は、延長後の期限となります。)のいずれか遅い日までとなります。

「納税の猶予申請書」の記載ポイントは下表のとおりで、減収を判定する収入とは、個人であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等で、法人では売上高となります。また、これら減収要件をクリアすれば、フリーランス、パート・アルバイトの方でも確定申告で納税額がある場合には、納税の猶予の対象となります。

参考：「納税の猶予申請書」の記載ポイント

●新型コロナウイルス感染症の影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少	<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少
	<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少	<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少(記載例：営業時間の短縮)
●収入及び支出の状況等	<input type="checkbox"/> (法人)「法人概況説明書」の「18 月別売上高等の状況」	
	<input type="checkbox"/> (個人)「青色決算書」の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」	
●当面運転資金等	6か月分の運転資金 + 今後6か月間に予定される臨時的支出	
●納付可能金額	現金・預貯金残高 - 当面の運転資金	

消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象として、消費税の課税選択の変更に係る特例が設けられました。これは、税務署に対し申請をして承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する(又は、やめる)ことができる内容のものです。



特例の適用対象事業者

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、任意の1か月以上の期間の事業収入が著しく減少(前年同期比概ね50%以上)している事業者。

例えば、令和2年4月1日から30日までの間の事業収入が前年同期と比べて概ね50%以上減少した場合は、上記の期間を含む令和元年5月1日から令和2年4月30日までの課税期間において課税事業者を選択(又は、やめる)することができます。

届出期限

特例対象事業者が特例の承認を受けようとする場合、原則として確定申告までに、承認申請書を税務署に提出する必要があります。

(注)本特例により課税事業者を選択する(又は、やめる)場合、2年間の継続適用要件等は、適用されません。

償却資産の固定資産税等の減免特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象として、地方税での特例として、中小事業者の償却資産の固定資産税、事業用家屋の都市計画税が減免の対象となりました。



特例の適用対象事業者

令和2年2月～10月までの任意の3か月の期間の事業収入が、前年同期比30%以上減少した中小事業者(法人、個人)。



尚、申請に当たっては、**税理士、公認会計士等の認定経営革新等支援機関等**に確認を受ける必要があります。

適用となる減免内容

- ①前年同期比30%以上50%未満減少した場合は、2分の1に軽減。
- ②前年同期比50%以上減少した場合は、全額を免除。

適用期限

令和2年度分は納税の猶予がありますので、**令和3年度分に限られた措置**となります。

特例の適用関係一覧表

特例措置	適用要件	適用期間
納税の猶予	令和2年2月1日以後における任意の1か月以上の期間の収入が、前年同期比概ね20%以上減少した場合。	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税(地方税・社保料)について1年間納税(徴収)が猶予されます。
消費税の課税選択の変更	令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、任意の1か月以上の期間の収入が、前年同期比概ね50%以上減少した場合。	令和2年4月30日以後に申告期限が到来し、期間内に売上減が生じた期間が存在する課税期間は課税又は免税事業者に変更できます。
・償却資産の固定資産税の減免 ・事業用家屋の都市計画税の減免	令和2年2月から10月までの任意の3か月間における当該中小事業者等の全事業の売上高の総額が、前年同期間の売上高より30%以上50%未満減少した場合。	令和3年度分に限り、課税標準を価格に2分の1を乗じて得た額となります。
	上記期間の当該中小事業者等の全事業の売上高の総額が、前年同期間の売上高より50%以上減少した場合。	令和3年度分に限り、課税標準を価格にゼロを乗じて得た額となります。